

# 令和元年安中市教育委員会 9月期定例会 会議録

日時 令和元年9月25日(水) 午後2時から2時55分まで

場所 松井田庁舎2階 第4会議室

出席者

## 【教育委員】

委員	金井 裕之
委員	宮川 直子
委員	湯本 見千子
委員	中島 卯

## 【事務局】

教育長	竹内 徹
教育部長	高橋 信秀
総務課長	欠席
総務課学校給食係長	須藤 大輔
学校教育課長	磯貝 博昭
生涯学習課長	石田 典久
文化財保護課長	齊藤 勝彦
体育課長	山村 俊幸

※ 読みやすさ等のため、発言の内容や趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回し等を整理しています。

◇ 教育部長

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、ご多用のところ、安中市教育委員会定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

会議の開催にあたり、教育長よりご挨拶を申し上げます。

◇ 竹内教育長

\* 挨拶

◇ 教育部長

ありがとうございました。

以後会議の進行は、教育長にお願いいたします。

◇ 竹内教育長

それでは、ただいまから、令和元年安中市教育委員会9月期定例会を開会します。

次第に従い、日程第3「承認事項」に入ります。

前回定例会の会議録の承認について、事務局からお願いします。

◇ 教育部長

前回定例会の会議録については、事前にご確認をいただいていると思いますので、朗読は省略をいたします。

ご承認をいただけましたら、この会議の終了後にご署名をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◇ 竹内教育長

何かご意見やご質問等がありますか。

\* 委員から意見等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、承認とさせていただきます。

次に、日程第4「諸般の報告」です。この会議の開催前に、配布した資料を用いて、委員の皆様には事前に報告をいたしました。

あらためて、この場でご意見やご質問等がありましたら、お願いいたします。

\* 委員から意見等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、日程第5「議件」に入ります。

まず、議事の公開の是非について、お諮りいたします。

「報告第14号」については、教職員の人事に関する案件ですので、議事は、非公開とすることが適当であると思われま

す。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書及び安中市教育委員会会議規則第22条の規定に基づき、「報告第14号」については、議事を非公開とし、会議の最後に審議をしたいと思

いますが、いかがでしょうか。

\* 委員から異議等は出なかった。

◆ 竹内教育長

ご異議ないものと認めます。「報告第14号」は非公開とし、会議の最後に審議をいたします。

それでは、議案第33号 学校給食費の改定について、事務局より説明をお願いします。

◇ 教育部長

議案第33号については、総務課学校給食係長が説明をいたします。お聞き取りください。

◇ 総務課学校給食係長

総務課学校給食係長の須藤です。それでは説明をいたします。

\* 「議案第33号」を読み上げた後、

今後の学校給食費改定の流れは、本日この会議でご議決をいただきましたならば、市長決裁を受け、その後校長会議での説明を行ってまいります。それから学校を通じて保護者あてに通知をして周知を図ってまいります。

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。今回の改定は、令和2年4月1日から予定しているものであります。改定の内容は、学校給食運営委員会からいただいた答申に基づいています。

議案第33号 学校給食費の改定について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

よろしいですか。無いようですので、議案第33号 学校給食費の改定について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第33号 学校給食費の改定について、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第34号 安中市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

学校教育課長の磯貝です。

\* 「議案第34号」を読み上げ、新旧対照表に沿って改正内容を説明した後、

また、このたびの改正では「様式第1号」も見直しをしています。これまでは、保護者が使う申請書が2枚あり、加えて「口座振込依頼書」という書類も別に1枚ありました。このたびの改正の中で、これらを1枚にまとめました。これにより保護者や学校の事務負担軽減に繋がると考えています。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第34号 安中市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について、質疑がありましたら、お願いします。

◆ 宮川委員

様式第1号の改正案で、「4 申請理由」の「オ」の項目のところに「国民健康保険法に基づく保険料の減免又は徴収の猶予」とあります。「保険料の減免」と「徴収の猶予」というのは、どのような違いがあるのですか。

◇ 文化財保護課長

「保険料の減免」というのは、保険料を賦課する場合、「徴収の猶予」というのは、保険料を徴収する場合のそれぞれ措置だと思います。安中市では、国民健康保険料は税として賦課徴収していますが、全国的には保険料として賦課徴収している場合もありますので、そのような市区町村から安中市へ転入をしてくるケースも想定されるかと思いま

す。

◆ 中島委員

この申請書を使って必要なところを記入するのは保護者で、申請書の内容は、事務局でチェックするのですよね。申請時の丁寧な説明や慎重なチェックをお願いします。

◇ 竹内教育長

他には無いようですので、議案第34号 安中市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第34号 安中市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第35号 令和元年度末 県費負担教職員人事に関する方針について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

\* 「議案第35号」を読み上げた後、

資料次ページをご覧ください。昨年度に比べて大きく変わっている点は特にありません。

\* 会議資料に沿って、補足をしながら「基本方針」、「具体方針」、「人事異動の努力点」を読み上げて説明した後、

説明は以上です。よろしく願いいたします。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第35号 令和元年度末 県費負担教職員人事に関する方針について、質疑がありましたら、お願いします。

◆ 中島委員

教員の年齢構成は、どのような現状ですか。

◇ 学校教育課長

50歳代以上が全体の約1/3を超えていて、30歳後半から40歳代の層が少ない状況です。大規模校には年齢の若い教員も配置されていますが、小規模な小学校では、平均年齢が高い状況です。

◆ 中島委員

教員の再任用制度については、どのような現状ですか。

◇ 学校教育課長

教員が定年退職をした後、希望者は3年間再任用として働くことができます。

◆ 中島委員

小学校で英語が教えられる教員の配置については、いかがですか。

◇ 学校教育課長

ご指摘の点について増員をしていければ、と思っているところですが、なかなか厳しい状況です。もちろん県にも引き続き増員の要望は行ってまいります。

◇ 竹内教育長

他には無いようですので、議案第35号 県費負担教職員人事に関する方針について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第35号 県費負担教職員人事に関する方針について、原案のとおり可決されました。

それでは、先ほどお諮りしたとおり、これからの議件は非公開としますので、よろしくお願いいたします。

**非公開議件**

= 報告第14号 県費負担教職員の指導措置について =

以上で、本日の議件は終了です。

次に、日程第6「その他」です。事務局からお願いします。

\* 総務課庶務係長が、11月13日（水）に開催される「群馬県市町村教育委員会連絡協議会」関係の会議、研修会の出欠確認を行った。

教育長は、他の公務と重なり欠席とする。委員は、全員出席する。

\* 生涯学習課長が、今秋に開催される所管行事の周知を行った。

◇ 竹内教育長

それでは、以上で、令和元年安中市教育委員会9月期定例会を閉会いたします。  
ありがとうございました。

◇ 教育部長

皆様、大変お疲れ様でした。

\* 教育部長が、次のとおり、次回会議の周知を行った。

◆ 10月期定例会

- ・ 日時 10月30日（水） 午前10時から
- ・ 場所 松井田支所2階 第4会議室

◇ 教育部長

それでは、散会いたします。